

支部懇談会

日 時：令和7年11月12日(水) 13:00～14:00

場 所：天王寺納稅協会 3階 会議室

支部長 挨拶

稅務署長 挨拶

支部提案議題

1 新年研修会について

2 中高生による税の作文コンクールについて

3 令和7年分所得税確定申告期における税務相談について

4 税務署における税理士掲示板の取扱いについて

5 その他

天王寺税務署からの連絡事項(総務課)

1 広報活動

(1) 天王寺区民まつり

令和7年10月19日(日)12:00～ 場所五条公園グランド

「税の啓発コーナー」の出店

(2) 上本町における街頭キャンペーン

令和7年11月11日(火)14:30～



2 事業者のデジタル化の推進について

別添1「事業者のデジタル化促進に取り組んでいます！」

天王寺税務署からの連絡事項(総務課)

3 租税教育関係について

天王寺支部に租税教育推進に係る大阪国税局長表彰が決定
総務課長と租税教育担当税理士が協力して中学校の教室開催を勧奨
(10月17日、10月20日、11月6日、11月13日)

4 税の作文の表彰及び作文表彰式の開催について

- 近畿税理士会天王寺支部長賞(高校及び中学各2編)の授与
【参考(括弧はR6)】中学生:1,510編(1,488編)、高校生:976編(1,058編)
- 税の作文表彰式:12月11日(木)15:00(天王寺区役所講堂)
 - 支部長 : プレゼンテーター
 - 支部役員 : 来賓
- 租税教育推進に係る局長表彰の授与

天王寺税務署からの連絡事項(総務課)

5 税理士掲示板における税理士情報について

国税庁と日税連の協議事項及び所有者が不明である現状を踏まえ…

➢ 税務署及び税理士会支部共用で税務行政及び税理士会活動に係る各種施策等を広報する掲示板として利用(案)

【現在の状態】



天王寺税務署からの連絡事項(管理運営部門)

1 キャッシュレス納付の利用拡大について

国税の納付方法においては、**令和7年度までにキャッシュレス納付割合を50%**とすることを目指しております。利便性の高い以下のキャッシュレス納付についての積極的な利用勧奨をお願いいたします。(別添2 国税も！地方税も！キャッシュレス納付！)

- ダイレクト納付
 - ☞ 源泉所得税の毎月納付がある方におすすめ
- 振替納税
 - ☞ 所得税の確定申告等を毎年される方におすすめ
- インターネットバンキング等による納付
 - ☞ e-Taxで申告されている方におすすめ
- クレジットカード納付
 - ☞ 事前登録不要、クレジットカードを利用されている方におすすめ
- スマホアプリ納付
 - ☞ Pay払いを利用されている方におすすめ

天王寺税務署からの連絡事項(管理運営部門)

2 納税証明書はスマホで請求・受取できます！

納税証明書(PDF)は、お手持ちのスマートフォン等からe-Taxを使って、簡単に請求から受け取りまでできますので、是非ご利用ください。

- ☞ いつでもどこでもスマホで完結！
- ☞ 手数料がお得！(1税目1年度あたり370円)
- ☞ 期間内であれば何度でも印刷・使用可能！

3 申告所得税予定納税第2期分の納期限等について

申告所得税予定納税第2期分の納期限・振替納税日は、令和7年12月1日(月)となっています。

関与先の期限内納付につきまして、ご指導をよろしくお願ひいたします。

なお、減額申請の期限は、11月17日(月)です。

天王寺税務署からの連絡事項(徴収部門)

○ 期限内納付に向けた納付指導

適正かつ公平な賦課及び徴収の実現を図るため、関与先の皆様に納期限の周知及び期限内納付に向けた納付指導をお願いします。

課税期間当初から期中

中間申告や予定納税など、計画的な納税資金の準備についてご指導をお願いします。
⇒ 便利な予納ダイレクトをご案内ください。

確定申告前

早めに納税額をお伝えの上、期限内納付のご指導をお願いします。
⇒ 振替納税、ダイレクト納付など、便利な納税手段をご案内ください。

(別添3)「税理士の皆様へ 期限内納付に向けたご指導をお願いします！」

(別添4)「消費税の期限内納付のために、計画的な納税資金の積立てを⁹！」

天王寺税務署からの連絡事項(個人課税部門)

1 令和7年分確定申告について

- 確定申告会場

場 所 : 天王寺税務署 2階大会議室

日 時 : 令和8年2月16日(月)～令和8年3月16日(月)

相談受付 : 9時～16時

(入場整理券方式(一部LINEによる事前発行あり))

- 税理士支部独自事業(税務支援)

場 所 : 天王寺納税協会3階会議室

日 時 : 令和8年2月12日(木)～令和8年2月20日(金)

天王寺税務署からの連絡事項(個人課税部門)

1 令和7年分確定申告について(続き)

- 期前来場案内【予定】

概要： 昨年、来署してパソコンで申告書を作成した者の一部を対象として、スマホ専用の会場に来場案内

場所： 天王寺税務署 2階大会議室

日時： 令和8年2月9日(月)、10日(火)

- 閉庁日対応

詳細が分かり次第、情報共有

天王寺税務署からの連絡事項(個人課税部門)

2 自宅等からのe-Taxの更なる推進

- 書かない×確定申告(別添5)

スマホとマイナンバーカードを使用してe-Tax送信

令和7年1月から、贈与税の申告書も確定申告書作成コーナーで作成可能

e-Taxがスマホ用電子証明書に対応(Androidのみ)

- 確定申告はマイナポータル連携で自動入力

天王寺税務署からの連絡事項(個人課税部門)

3 法定調書のe-Taxによる提出のお願い(別添6)

- 事業主が給与所得の源泉徴収票をe-Taxで提出すると…
従業員が所得税の確定申告書を作成する際、マイナポータル連携することで、**源泉徴収票の内容を自動入力(500万円以下の源泉徴収票も対象)**
- 令和9年1月1日以降、市区町村に給与支払報告書を提出した場合は、税務署に給与所得の源泉徴収票を提出したものとみなされる(令和5年税制改正)

4 調査等におけるオンラインツールの利用について(別添7)

天王寺税務署からの連絡事項(個人課税部門(資産))

4 相続税e-Taxの利用件数

5 相続税e-Tax利用のお願い(別添8)

天王寺税務署からの連絡事項(法人課税部門)

1 所得税の基礎控除の見直し等について(令和7年度税制改正)

- ・ 令和7年分年末調整について
源泉徴収義務者の方に、**年末調整に関する用紙と各種情報を掲載した**リーフレット(別添9)を送付
- ・ 年末調整説明会開催(天王寺納税協会)
令和7年11月21日(金)、25日(火)

2 年末調整手続きの電子化について

別添10「**年末調整手続の電子化で業務の効率化**」

天王寺税務署からの連絡事項(法人課税部門)

3 源泉所得税のキャッシュレス納付について

別添11「源泉所得税の納付体験コーナー」

4 添付書類も含めたe-Tax(ALL e-Tax)の推進について

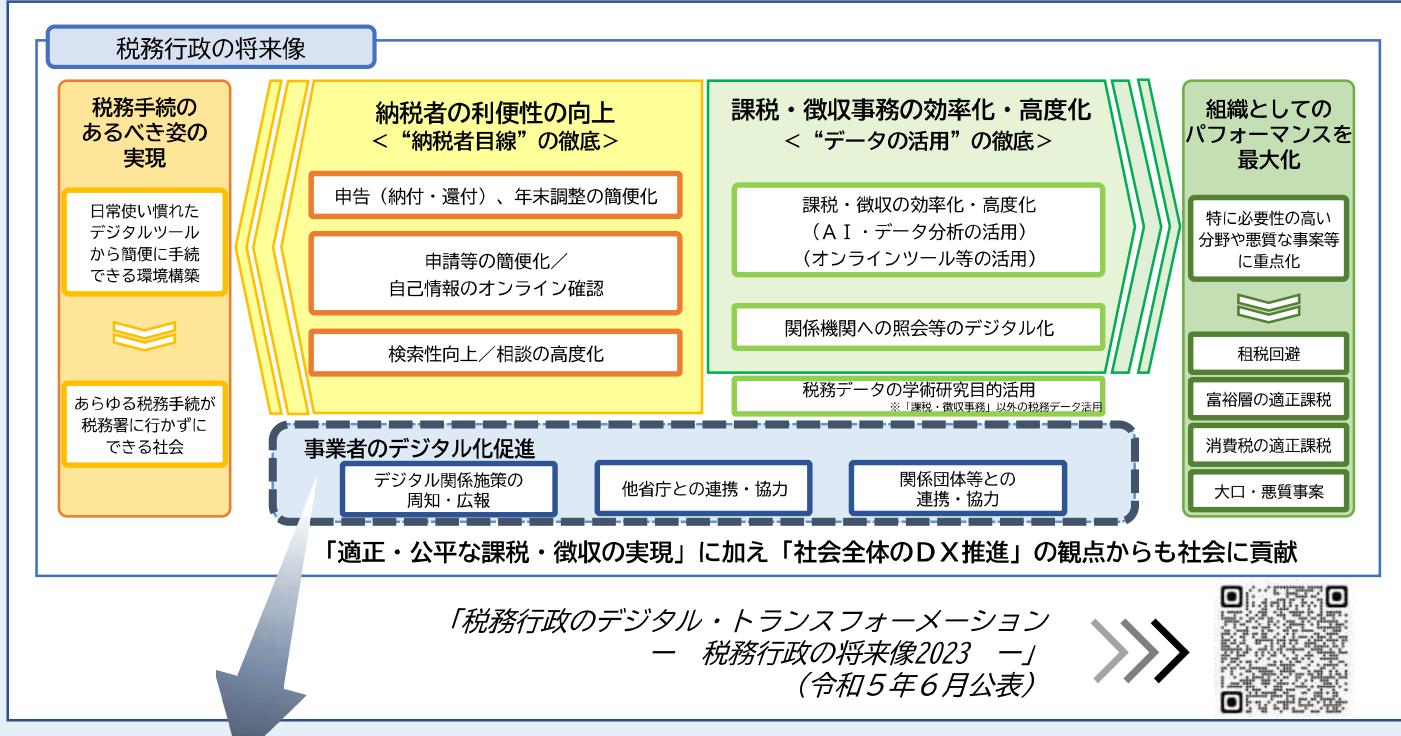
別添12「法人税の電子申告は4社に3社がALL e-Taxです！！」

5 インボイス制度に関する周知について

別添13「インボイス制度に関する周知について(周知依頼)」

「事業者のデジタル化促進」に取り組んでいます！

- 国税庁では、令和5年6月に「税務行政のデジタル・トランスフォーメーション—税務行政の将来像2023—」を公表し、税務行政のDXに取り組んでいます。
- 事業者の業務のデジタル化を促進することにより、税務を起点とした社会全体のDXを推進します。



大阪国税局HPに「事業者のデジタル化支援」サイトを開設！

事業者の皆様の取引全体のデジタル化、会計・経理全体のデジタル化を促進することは、政府全体として取り組む重要な課題の一つとされており、大阪国税局もその一員として取り組んでおります。



事業者のデジタル化促進

事業者のデジタル化促進に関するリーフレットや動画等を掲載！



税務手続のデジタル化

税務手続のデジタル化（「e-Tax」や「キャッシュレス納付」）に関する情報を集約！



デジタル化促進の連携・協力機関

大阪国税局が連携・協力している関係機関等を紹介！

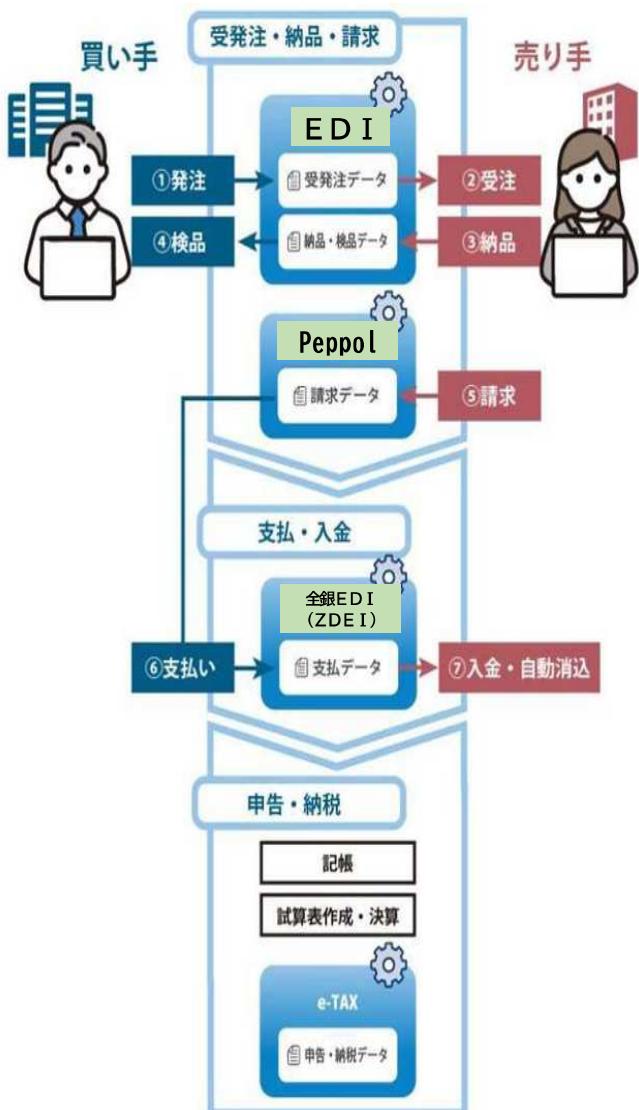
デジタル化支援サイト
(大阪国税局HP)
バナー ⇒



デジタル化支援サイト
(大阪国税局HP) は
こちら ⇒



事業者のデジタル化促進

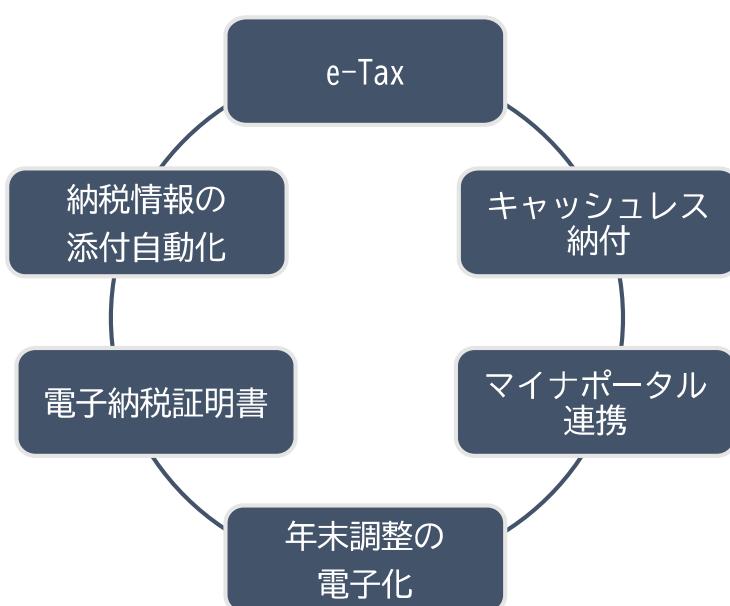


税務手続のデジタル化と併せて、経済取引や業務もデジタル化することにより、事業者の方が日頃行う事務処理の一貫したデジタル処理が可能となります。EDIやPeppolなどを活用して一貫したデジタル処理が実現することで、事業者の方の生産性の向上に加え、経営の高度化が期待されます。

■ デジタル化の主な関連施策



税に関するデジタル関連施策



事業者の皆様が必要とする税に関する情報にアクセスしやすいページを作成しております。

大企業の方は
こちら ⇒



中小企業の方は
こちら ⇒



個人事業主の方は
こちら ⇒



e-Taxを使ったキャッシュレス納付 はじめの一歩を体験しよう！



令和7年3月に「源泉所得税のキャッシュレス納付体験コーナー」を開設しました。

実際の画面（e-Tax）を使って、一連の流れを体験できます。

※体験コーナーから、実際にe-Taxによる送信や納付が行われることはできません。

体験できること

- 徴収高計算書の作成
- ダイレクト納付（自動ダイレクトを含む。）
- インターネットバンキングによる納付

パソコン操作やe-Taxに不安のある方に
特におすすめです!!

簡単を体験！！

「源泉所得税のキャッシュレス納付体験コーナー」で検索



スマホでもできるよ！

▼▼▼▼▼▼▼「自動ダイレクト」とは？▼▼▼▼▼▼▼

申告書等データの送信とあわせて納付データを送信することができる機能。

手続はチェックボックスに☑を入れるだけですのでとても簡単。

実際の申告書等データの画面

自動ダイレクト

本申告は自動ダイレクトの対象です。自動ダイレクトとは
災害等により法定納期限が延長されている方は、口座引落日等についてこちらを必ずご確認ください。

私(当社)は、申告した納税額について、自動ダイレクトを利用し、
下記の口座からの引落しにより納付します

利用者識別番号	123412341234
引落日	〇年〇月〇日
納付金額	1,000円
引落口座	〇〇銀行△△支店 普通預金 1234567

リサイクル適性④
この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。

令和7年9月



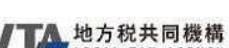
国や地方公共団体は、より便利で効率的な社会の実現を目指し、
金融機関と協力してキャッシュレス納付の推進に取り組んでいます。



国税庁



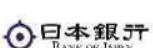
総務省



LTA
LOCAL TAX AGENCY



金融庁



日本銀行
BANK OF JAPAN



一般社団法人
全国銀行協会



一般社団法人
全国地方銀行協会
REGIONAL BANKS ASSOCIATION OF JAPAN



一般社団法人
第二地方銀行協会
The Second Association of Regional Banks



一般社団法人
全国信用金庫協会



一般社団法人
全国信用組合中央協会



一般社団法人
全国労働金庫協会

国税のお支払は **e-Tax** 画面でわかる!
キャッシュレス納付の
かんたん操作ガイド

STEP1 e-Tax にログインし、申告書等データを作成・送信します。

STEP2 e-Tax 内の「お知らせ・受信通知」に格納されるメッセージをクリックし、「受信通知（納付区分番号通知）」を表示します。

STEP3 「各種手続・サービス」（下図参照）から、利用する納付手段を選択します。

受信通知（納付区分番号通知）

実際の受信通知の画面

各種キャッシュレス納付の操作方法

ダイレクト納付

引き落とし口座や納付日を選択するだけで手続完了です。

⚠️ ダイレクト納付が表示されない方
ダイレクト納付を利用するには、事前に「ダイレクト納付利用届出書」の提出が必要です。

インターネットバンキングによる納付

利用する金融機関を選択し、画面に表示された案内に沿って手続を進めます。

スマホアプリ納付

利用する Pay 払いを選択し、画面に表示された案内に沿って手続を進めます。
納付手続完了メールが必要な方は、メールアドレスを入力してください。

クレジットカード納付

利用するカード番号等を入力し、画面に表示された案内に沿って手続を進めます。
納付手続完了メールが必要な方は、メールアドレスを入力してください。

キャッシュレス納付の詳細は
国税庁ホームページをチェック!

個人の方におすすめの
「振替納税」もこちらから
国税庁ホームページ

地方税のお支払は **eL-QR** で いつでもどこでも
簡単 キャッシュレス納付

都道府県・市区町村から届いた「eL-QR」の印字された
納税通知書・納付書をご用意ください。

// 選べるお支払方法 1 //

利用できるスマホ決済アプリの一覧はこちら▶ 

スマホから
「○○ペイ」
「○○払い」で
納付したい

STEP 1 スマホ決済
アプリを起動

STEP 2 eL-QRを
読み取り

STEP 3 支払を実行
納付完了!

地方税お支払サイトの特徴やeL-QR利用方法の詳細はこちら▶ 

クレジットカードで
納付したい

インターネットバンキングで
納付したい

2枚以上の納付書をまとめて
納付したい

STEP 1 地方税お支払
サイトにアクセス

STEP 2 「お支払サイトで
お支払い」
からeL-QR
読み取り画面へ

STEP 3 eL-QRを読み取り
※読み取り後に表示される
金額等を確認してください

STEP 4 支払方法を選択
支払を実行
納付完了!

よくあるご質問 Q&A

Q1 地方税お支払サイトを利用する場合、手数料などを別途支払う必要がありますか？

A1 原則、手数料を支払う必要はありません。ただし、クレジットカード納付の場合、納付額に応じて「F-REGI 公金支払い」サイトのシステム利用料がかかります。※システム利用料は、地方税共同機構、各地方団体の収入になるものではありません。

Q2 届いた納付書にeL-QRがありません。

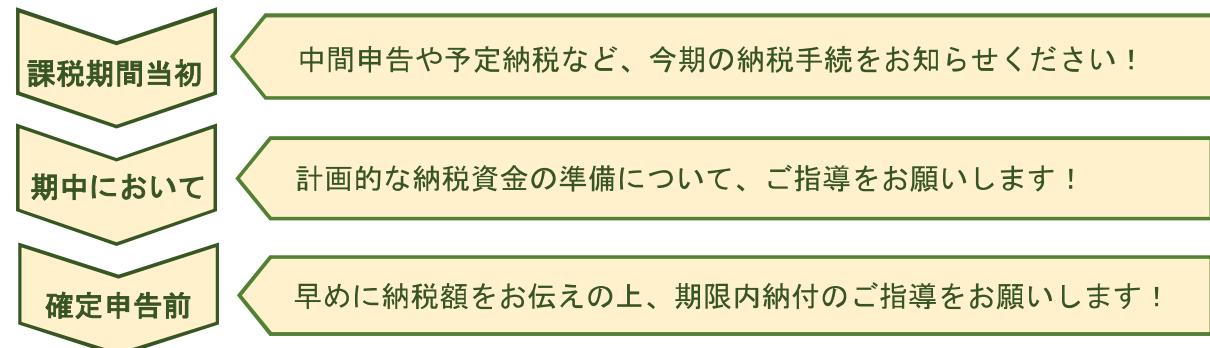
A2 都道府県や市区町村によりeL-QRが利用できる税金の種類が異なります。
納付書にeL-QRがない場合は、納付書に記載のある納付方法や納付場所で納付してください。

※ QRコードは株式会社デンソーウエーブの登録商標です。

税理士の皆様へ

期限内納付に向けたご指導をお願いします！

納税者の方が期限内に納付されるよう、以下のタイミングで納税資金の積立てや納期限・納税額を確認するなど、税理士の皆様のご指導をお願いします！



課税期間の当初における納付指導

- 申告所得税は予定納税が必要となることをご指導ください。
 - 予定納税基準額が15万円以上の場合。
- 法人税・消費税は中間申告・納税が必要となることをご指導ください。
 - 前期の法人税が20万円超、消費税が48万円超の場合は中間申告・納税が必要となります。
 - 消費税の課税事業者への説明には、リーフレット「中間申告分の納付は期限内に！」を活用ください。

（注）上記は一般的な例ですので、詳しくは国税庁ホームページをご確認ください。

期中における納付指導

- 計画的な納税資金の準備・積立てをご指導ください。
 - 消費税の課税事業者等への説明には、リーフレット「消費税及び地方消費税の納税は期限内に」をご活用ください。また、前期の年税額が48万円以下で中間申告が不要な課税事業者の方については、「任意の中間申告」を利用することもできます。
- ダイレクト納付を利用した予納についてご案内をお願いします。
 - 納付日や納付額を複数登録することができますので、定期的に均等額を納付することや、収入に応じて任意のタイミングで納付することができます。

期限内に納税が難しい場合は・・・



国税庁

確定申告（納期限）前の納付指導

□ 申告・納期限の前に納税者の方へ納付指導をお願いします。

- 納税者の方が、余裕をもった資金手当てが可能となるよう、納税額（見込）を早めにお知らせください。
- 個人の納税者の方への説明には、リーフレット「納付の期限等のお知らせ」をご活用ください。

□ 便利な納税手段についてご案内をお願いします。

- 納税者の利便性に合わせて、「振替納税」や「ダイレクト納付」など多様な納税方法があります。
- ダイレクト納付については、e-Tax で申告等データを送信する際に必要事項をチェックするだけで、納付手続が可能な「自動ダイレクト」の利用を開始しましたので、併せてご活用ください。

□ 個人の方は、納付方法を選択することもできます。

- 申告所得税又は消費税を振替納税で納税する場合は、振替日までの延滞税はかかりません。
- 申告所得税や贈与税は、申告時に延納を選択することができます（利子税がかかります。）。

（注）上記の納付手段や納付方法は一般的な例ですので、詳しくは国税庁ホームページをご確認ください。

期限内に納税が難しい場合は・・・

期限内納付が困難な場合の納付指導

□ 納期限までに納税ができない場合は、以下のような不利益があります

- 原則として法定納期限の翌日から完納までの日数に応じた延滞税を納付する必要があります。
- 財産の差押えなどの滞納処分を受ける場合があります。
- 納税証明書「その3」が発行されません。
- 納税者の方への説明には、リーフレット「国税を期限内に納付できない場合には」をご活用ください。

□ お早めに税務署の徴収担当までご相談ください。

- 国税を一時に納付できない方のために猶予制度があります（申請が必要となります。）。
- 紳税者の方への説明には、リーフレット「国税を一時に納付できない方のために猶予制度があります」をご活用ください（猶予申請書等は国税庁ホームページから入手できます。）。
- 税理士の方が納税者に代理して、例えば分納や納税の猶予等に関する納付相談を行う場合は、税務代理権限証書が必要となります。
- 纳税者の方が納付相談のため来署される場合は、「納付指導・相談チェック表」もご活用ください。

消費税の期限内納付のために インボイス発行事業者の方必見！

計画的な納税資金の積立てを！



Point

消費税の確定申告が必要な事業者とは？

基準期間の課税売上高が1,000万円を超える事業者です。なお、基準期間の課税売上高が1,000万円以下であっても、特定期間の課税売上高が1,000万円を超えるなど一定の場合は、課税事業者となります。

●個人事業主の場合の基準期間と課税期間



ただし、インボイス発行事業者の登録を受けた方は、
基準期間の課税売上高が1,000万円以下でも消費税の申告が必要です！

Point

計画的な納税資金の積立てには『予納ダイレクト』が便利です！

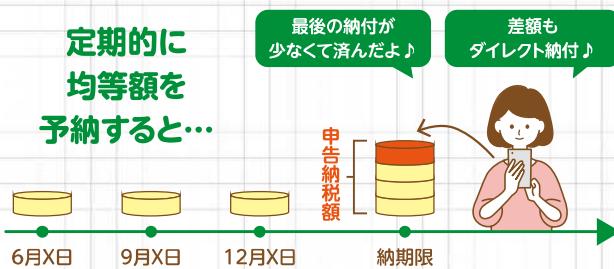
予納ダイレクトとは

「ダイレクト納付(e-Taxによる口座振替)を利用した予納(予納ダイレクト)」とは、将来に納付することが見込まれる国税を、e-Taxに登録した預貯金口座からの引き落としにより、指定した期日にあらかじめ納付できる手続です。

メリット

- 申告時に一括で納税資金を準備する負担を軽減
- 延滞税等、納付が遅れた場合のリスクを回避
- 定期的に均等額を納付する方法や、収入に応じて任意のタイミングで納付する方法など、ご都合・ご事情に応じた計画的な納付が可能です。

定期的に
均等額を
予納すると…



詳しくは、
国税庁ホームページへ

「計画的な納税
(資金の積立て)を
検討されている方
(予納ダイレクト)」へ



計画的な納付で、
安心！確実！



目安額はこち
ら
● 納
税
額
・
積
立
額
の
目
安
額

区分	卸売業 (第1種事業)	小売業、農林漁業 (飲食料品の譲渡に 係る事業) (第2種事業)	農林漁業(左記に該当 するものを除く)など (第3種事業)	飲食店業など (第4種事業)	金融・保険業、 運輸通信業など (第5種事業)	不動産業 (第6種事業)							
みなし仕入率	90%	80%	70%	60%	50%	40%							
売上に対する納税額 の目安率	1.0%	2.0%	3.0%	4.0%	5.0%	6.0%							
年間課税 売上高 各月 売上高	年間 税額 万円	積立目安 月額 万円	年間 税額 万円	積立目安 月額 万円	年間 税額 万円	積立目安 月額 万円							
1,000	84	10	0.9	20	1.7	30	2.5	40	3.4	50	4.2	60	5.0
2,000	167	20	1.7	40	3.4	60	5.0	80	6.7	100	8.4	120	10.0
3,000	250	30	2.5	60	5.0	90	7.5	120	10.0	150	12.5	180	15.0

※上記積立目安月額の計算は簡単なものとするため、軽減税率が適用されるものは考慮していません。(令和6年4月1日現在のみなし仕入率に基づき計算しています。)

例えば、納付すべき年間消費税が20万円の場合、月々の積立額は、約1.7万円になります。

Point

インボイス発行事業者の方へ！『2割特例』ご存じですか？

インボイス制度を機に免税事業者からインボイス発行事業者として課税事業者になられた方については、納税額を売上税額の2割とすることができる経過措置が設けられています。

詳しくは、国税庁ホームページへ

「2割特例（インボイス発行事業者となる小規模事業者に対する負担軽減措置）の概要」へ



●計算イメージ

売上げの
消費税額

売上げの
消費税額 $\times 80\%$
仕入れや経費の消費税額

売上税額の2割
納付する税額

●2割特例適用の場合の積立目安額（例）

年間課税売上高	売上税額	年間税額	積立目安月額
500 万円	50 万円	10 万円	0.9 万円
700	70	14	1.2
1,000	100	20	1.7



※インボイス制度の導入を機に消費税の確定申告を初めて行った個人事業者や12月決算の法人については、**令和5年分では最大3か月間（10・11・12月分）**の取引が申告の対象でしたが、**令和6年分では1年間分**の取引を申告する必要があります。

インボイス制度に
関するお問合せ先



インボイスコールセンター
TEL 0120-205-553
受付時間9:00～17:00（土日祝除く）

インボイス制度に
関する各省庁等の
相談窓口一覧



選べる便利な
納付方法はこれら！

納税はキヤッシュレス納付

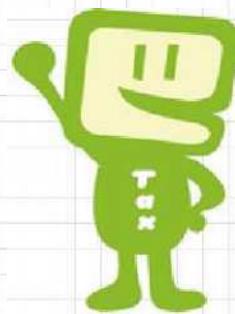
＼納付書不要で納付できます！／

納付方法	概要
振替納付	事前に届出をした預貯金口座から、国税庁が指定する振替日に自動で口座引落しにより納付する方法
ダイレクト納付 (e-Taxによる口座振替)	e-Taxを利用して、事前に届出をした預貯金口座から、口座引落しにより納付する方法
インターネット バンキング等による 電子納税	インターネットバンキング口座やATMから納付する方法
クレジットカード納付	専用サイト「国税クレジットカードお支払サイト」を経由し、クレジットカードを使用して納付する方法
スマホアプリ納付	専用サイト「国税スマートフォン決済専用サイト」を経由し、「〇〇Pay」といったスマホ決済アプリを使用して納付する方法

詳しくは、国税庁
ホームページへ



※申告書提出後に、税務署から納付書の
送付はありません。



納税が困難な方には「猶予制度」があります

期限内に納付できない事情がある場合には、申請により猶予が認められることがありますので、お早めに所轄の税務署の徴収担当にご相談ください。

税務署 電話受付時間 8:30～17:00（土日祝除く）

詳しくは、国税庁
ホームページへ



R6.11

書かない 確定申告

マイナンバーカードでe-Tax

いつでも どこでも
初めてでも 安心♪



スマホで
サクっと♪

すでに
約 70% の方が
e-Taxで
申告しています!!



確定申告書等作成コーナーなら
金額等を入力するだけで
自動計算で申告書が完成！



作成コーナー

マイナポータル連携
の詳細はこち
ら



マイナポータル連携で
控除証明書等のデータが
自動入力できる！



※ご利用には事前準備が必要です



e-Taxの5つのメリット

自宅から
申告可能



確定申告期間
24時間利用可能



※メンテナンス時間を除きます

申告書が
データで取得可能



※一部の書類を除きます

添付書類
提出不要



早期還付
(3週間程度で還付)



書面提出の場合は
1か月～1か月半程度で還付



国税庁 法人番号7000012050002

確定申告書等作成コーナーのご利用に当たって

作成できる申告書等

- ・所得税の申告書
- ・消費税の申告書
- ・青色申告決算書・収支内訳書
- ・贈与税の申告書



令和7年1月から
所得税のすべての画面が
スマホで
見やすくなります♪

e-Taxに必要なもの

- ✓ **マイナンバーカード**
※マイナンバーカード及び電子証明書の
有効期限にご注意ください
- ✓ **マイナンバーカード読み取対応のスマホ**
(又はICカードリーダライタ)
- ✓ **マイナンバーカードのパスワード2つ**
 - ① 署名用電子証明書のパスワード
(英数字6~16文字)
 - ② 利用者証明用電子証明書のパスワード
(数字4桁)

スマホに
マイナポータルアプリ
をインストール



パスワードを忘れた場合やロックされた場合の
対処法については、公的個人認証サービスの
ポータルサイトをご確認ください。



令和7年1月からe-Taxがスマホ用電子証明書に対応！

- **マイナンバーカードをスマホで
読み取らなくても、
申告書の作成・e-Tax送信が
できるようになります！**
- **利用者証明用電子証明書の
パスワードはスマホの
生体認証機能を利用できます！**
(機種によって異なります)

Android™のみ対応しています

※ご利用には、スマホでマイナポータルから
スマホ用電子証明書の利用申請・登録をする
必要があります。

スマホ用電子証明書
について詳しくはこちら



申告に困ったときは

▶ 動画で見る確定申告

確定申告書等作成コーナーの
操作方法などを動画でご案内



▶ チャットボット「ふたば」

ご質問したいことをメニューから選択するか、入力いただくと
「税務職員ふたば」(AI)が回答

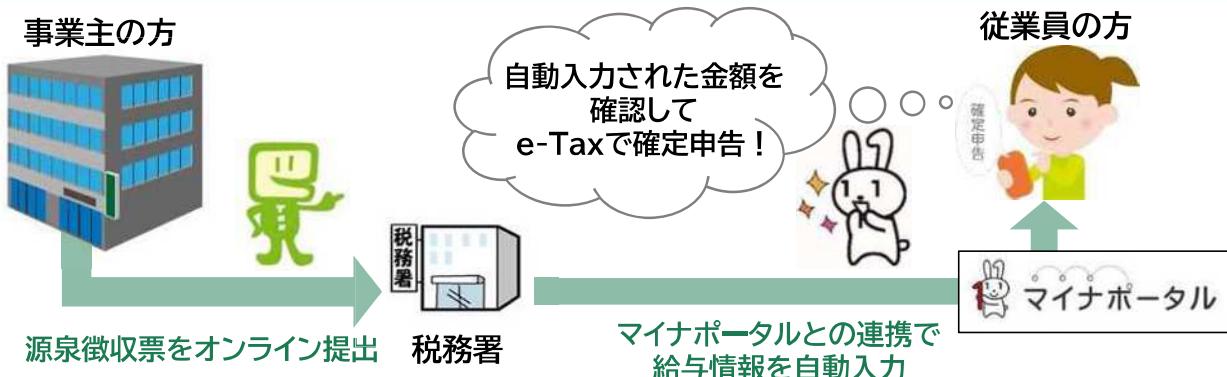


・このチラシには開発中の内容が含まれておりますので、実際の内容と異なる場合があります。
・Androidの名称は、Google LLCの商標または登録商標です。

事業主の皆さんへ 給与所得の源泉徴収票を 従業員の方の オンライン提出すると… 確定申告がさらに簡単に!!

事業主の皆さんへのお願い

皆さまが、**給与所得の源泉徴収票をオンライン提出**すると、従業員の方が、所得税の確定申告書を作成する際、**給与所得の情報が自動で入力**されるようになります！
従業員の方の確定申告がさらに簡単になりますので、**オンライン提出をお願いします！**



オンライン提出のポイント

事業主の皆さんから**オンライン提出された給与所得の源泉徴収票が自動入力の対象**となります。税務署への給与所得の源泉徴収票の提出範囲は、年間の給与等の支払金額が500万円を超えるもの等ですが、**500万円以下の給与所得の源泉徴収票であっても、オンライン提出した場合は、自動入力の対象**となります。

※ オンライン提出とは、e-Tax又は認定クラウド等による提出のほか、eLTAXの「電子的提出一元化機能」を利用した場合が該当します。書面や光ディスク等で提出した場合は該当せず、自動入力の対象となりません。

eLTAXなら、より簡単にオンライン提出が可能です！（詳細は裏面をご確認ください）

給与所得の情報を正しく連携するため、給与所得の源泉徴収票に記載する、**従業員の方のマイナンバー、氏名(カナ含む)、住所、生年月日等**については、記載誤りや不足・不備が無いようご注意ください。

詳しい内容は、国税庁ホームページの特設ページをご覧ください。



(国税庁ホームページ)



国税庁 法人番号7000012050002

R7.4

給与支払報告書をeLTAXで提出する場合は 税務署へ提出する源泉徴収票のデータも同時に作成され、 まとめて送信できます！

オススメ！

- 👉 紹介する際、「作成区分」欄を「2」とすると、自動的に源泉徴収票データも作成され、市区町村と税務署へまとめて提出できます！※1
- 👉 また、支払金額が500万円以下の源泉徴収票データも税務署に提出されるため、従業員の方が確定申告書を作成する際の自動入力の対象となります！



eLTAXのメリット！

- 提出先の市区町村へ自動的に振り分けられます！
- 紹介する報告書・源泉徴収票を一括提出できます！
- 個人住民税特別徴収税額通知を電子データで受け取れます！



※1 e-Taxの利用者識別番号が必要となります。

※2 PCdeskは、無料で利用可能なeLTAX対応ソフトで、取り込むCSVの件数、容量に制限はありません。

※3 eLTAXの電子的提出一元化機能により、税務署にも源泉徴収票をまとめて送信できますが、税務・会計ソフトの対応状況は、各ソフトウェアの問い合わせ窓口等へご確認ください。

詳しい内容は、二次元コードをご確認ください。



令和9年1月以降の変更点

お早めの準備をお願いします！

源泉徴収票の提出方法の改正

給与等の支払者が、給与所得の源泉徴収票に記載すべき一定の事項が記載された給与支払報告書を市区町村へ提出した場合は、税務署へ給与所得の源泉徴収票を提出したものとみなすこととされました。

上記改正は、令和9年1月1日以後に提出すべき源泉徴収票について適用されます。

法定調書のe-Tax等による提出義務化の対象基準引下げ

令和9年1月以後に提出する法定調書から、基準年の提出枚数が100枚以上から30枚以上に変更されます。

令和7年中に提出する法定調書の枚数が30枚以上となった方は、令和9年は、法定調書をe-Tax等により提出する必要があります。

詳しくはこちら ⇒



e-Taxでの源泉徴収票の作成・提出方法

税務・会計ソフトがeLTAXの一括提出に対応していない場合などは、源泉徴収票の提出はe-Taxソフト(WEB版)をご利用ください。詳細は、e-Taxホームページをご覧ください。



課 総 2 - 31
令和7年9月19日

日本税理士会連合会
会 長 太田 直樹 殿

国税庁課税部課税総括課長
菅 哲人

調査等におけるオンラインツールの利用について（周知依頼）

平素から、税務行政に御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、国税庁においては、令和7年9月からデジタル庁が提供する政府共通の業務実施環境であるGSS（ガバメントソリューションサービス）を順次導入しています。

※ 令和7年9月から導入を開始するのは金沢国税局・福岡国税局及び2局の管内税務署、その他の国税局等及び管内税務署については、令和8年3月から同年6月までの間、順次導入予定。

今後、調査等を実施する際に、必要に応じてオンラインツール（インターネットメール、Web会議システム（Microsoft Teams）又はオンラインストレージサービス（PrimeDrive））を利用するとしております。

※ オンラインツールの利用については、税務署及び国税局の担当者と利用者双方の合意の元で利用することとしております。

オンラインツールの利用に当たっては、納税者・税理士の方々にオンラインツールの利用に関する同意事項等のご登録など、所定の手続きが必要となります。

今般、納税者・税理士の方々がオンラインツールの利用に関して、スムーズに手続きすることができるよう、国税庁ホームページに、オンラインツールの利用手順等を掲載することとしました。

つきましては、オンラインツールの利用手順等につきまして、各税理士会及び各支部並びに税理士の皆様に対し、周知していただきますようお願い申し上げます。

○ 国税庁ホームページの掲載場所

<https://www.nta.go.jp/about/introduction/torikumi/onlinetool/index.htm>

※ ホームページへの掲載は令和7年10月17日（金）を予定しています。

○ 掲載内容（案）

別添のとおり。

【連絡先】

国税庁電話番号（代表）：03-3581-4161
課税総括課：課長補佐 山内（内線3525）

税務行政におけるオンラインツールの利用について

国税庁においては、納税者の利便性向上や税務行政の効率化を図る観点から、税務行政のデジタル・トランスフォーメーション（デジタルを活用した、国税に関する手続や業務の在り方の抜本的な見直し）に取り組んでおります。

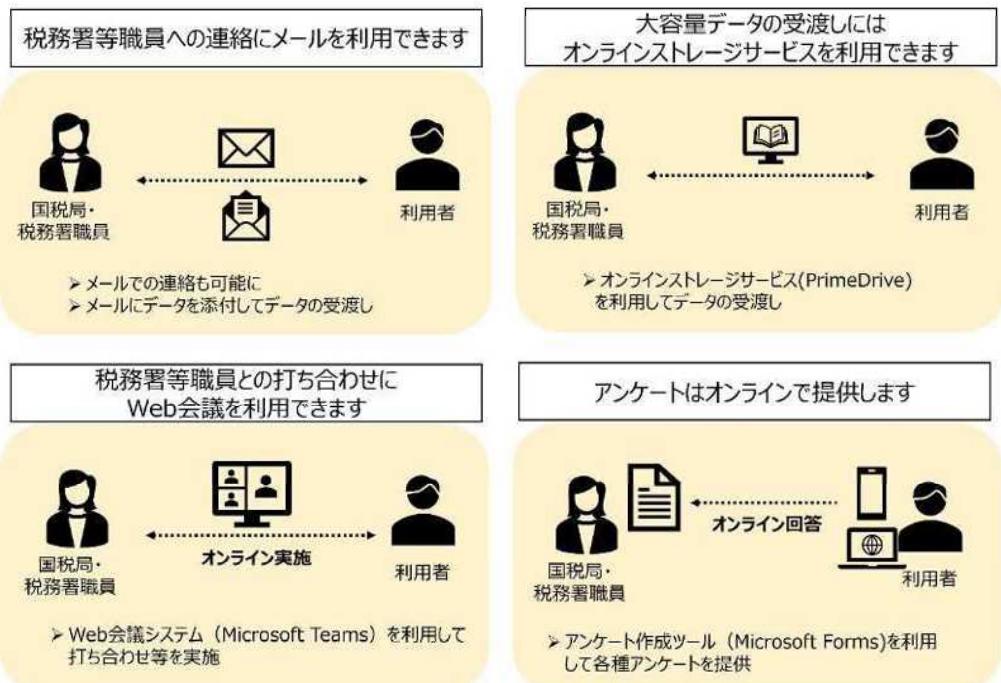
令和7年9月以降、デジタル庁が提供する政府共通の業務実施環境であるガバメントソリューションサービス（GSS）を順次導入しており、GSSにおいて提供されるオンラインツール（インターネットメール、Web会議システム（Microsoft Teams）、オンラインストレージサービス（PrimeDrive）及びアンケート作成ツール（Microsoft Forms））を必要に応じて業務利用する（※）こととしております。

このページは、本取組の概要をご案内するものです。

※ 令和7年10月より金沢国税局・福岡国税局において利用開始し、その他の国税局においても順次利用を拡大していきます。

1 取組の概要

本取組の概要については、下記のとおりです。



なお、オンラインツールの利用については、税務署及び国税局の担当者と利用者双方の合意の元で利用することとしております。個別のご意見・ご要望には対応していませんので、税務行政に対するご意見・ご要望は当ホームページの「ご意見・ご要望」にお寄せください。

※ 国税庁における Microsoft365 を利用した情報収集については、[国税庁における Microsoft365 利用に係るプライバシーポリシー](#)をご覧ください。

2 オンラインツール利用の流れ

① オンラインツール利用に関する意思確認

オンラインツールのうち、インターネットメール、Web会議システム（Microsoft Teams）、オンラインストレージサービス（PrimeDrive）の利用に当たっては、利用者の理解を得ることを前提としておりますので、税務署又は国税局の担当者から利用者に対して、オンラインツールの利用に関する意思確認をさせていただきます。その結果、利用を希望される場合、「オンラインツールの利用に関する同意事項」の記載内容についてご同意いただくとともに、オンラインツールの利用の際に使用するメールアドレスなど一定の事項をご登録いただく必要があります。

なお、オンラインツールの利用の際に使用するメールアドレスなどの登録はアンケート作成ツールである Microsoft Forms をご利用いただけます。税務署又は国税局ごとに Microsoft Forms のフォーマットを用意しておりますので、以下のリンク先に掲載している利用者ご自身の所轄税務署等のフォーマットからご登録をお願いいたします。（誤ったフォーマットを選択した場合には、再度登録をお願いすることとなりますのでご注意ください。）

詳しくは、税務署等の担当者にお尋ねください。

▶ [金沢国税局](#)

▶ [福岡国税局](#)

※ Microsoft Forms の入力方法については、[手順書](#)をご確認ください。

② テストメールの送受信、インターネットメールの利用

オンラインツールの利用に関する同意及びメールアドレス等のご登録後、税務署等の担当者から利用者が登録したメールアドレスに対して、テストメールを送信します。なりすまし防止の観点から、税務署等の担当者が電話又は対面によりテストメールの受信確認を行い、利用者からテストメールへの返信を受けた上で、インターネットメールの利用を開始します。

- ※ 複数のメールアドレスの登録があった場合、それぞれのメールアドレスに対してテストメールを送信します。
- ※ 国税庁をかたった不審なメールが確認されております。被害に遭わないためにも、税務署等の担当者から送信されたメールアドレスをアドレス登録する方法などにより、税務署等からのメールであることを判別できるようにすることをお勧めします。

③ Microsoft Teams・PrimeDrive の利用

Microsoft Teams 又は PrimeDrive を利用する場合は、税務署等の担当者から、Microsoft Teams 又は PrimeDrive の URL をインターネットメールにより送信しますので、利用者は送信された URL からアクセスすることで利用可能となります。

※ Microsoft Teams・PrimeDrive の利用方法については、以下の手順書をご確認ください。

- ・ Microsoft Teams
- ・ PrimeDrive

3 税務調査等における利用について

税務調査等（※1、2）の際に、必要に応じてオンラインツールを利用することとしております。

なお、本取組の実施については、国税当局の判断により必要に応じて行うため、オンラインツールの利用を希望された場合であっても、対面で税務調査等を実施させていただく場合があることにご留意ください。

- ※1 税務調査のほか、行政指導、滞納整理及び査察調査等も含みます。なお、Web会議システム（Microsoft Teams）については、滞納整理及び査察調査以外で利用します。
- ※2 大規模法人（調査課所管法人）を対象とした取組については、[オンラインツールを利用した調査等に関する情報](#)をご覧ください。

4 不審なメールや電話に関すること

上記のとおり、利用者の方が利用を希望された場合にのみオンラインツールを利用することとなりますので、それ以外の不審なメールや電話に関する注意事項は以下のページをご覧ください。

[不審なメールや電話にご注意ください](#)

税理士の皆さんへ

相続税e-Taxをご利用ください

相続税e-Taxを利用する場合の7つのポイントを裏面で紹介

相続税申告のオンライン利用率



利用率は3年前と比べて
2倍に上昇！

※令和7年3月末時点の利用率(速報値)です。

税理士の皆さんからのご意見等を踏まえた利便性向上策

税理士による贈与税申告情報の確認 (R7.5~) NEW

- ◆ e-Taxのマイページにおいて、相続人が過去にe-Tax送信した贈与税申告情報の確認が可能 (R7.1~)
- ◆ 相続人と委任関係の登録を行った税理士も相続人のマイページから贈与税申告情報の参照が可能

添付書類等のスキャナ読み取り要件の見直し (R7.4~) NEW

- ◆ イメージデータ (PDF) のカラー要件を見直し、グレースケール (白黒など) で送信可能
- 令和7年3月まではカラー階調 (いわゆる、フルカラー) によりスキャナ読み取り等を行う必要がありました。

利用者識別番号確認手続の簡素化 (R6.12~) NEW

- ◆ 複数人分の利用者識別番号を一度の「変更等届出書」の送信で確認可能
- 利用者識別番号の有無等は税務署 (又は業務センター) から税理士に電話で回答

提出をお願いしている添付書類の削減 (R5.1~)

- ◆ 固定資産評価明細書、登記事項証明書、預貯金の残高証明書等は原則提出不要

「相続税e-Tax特設サイト」のお知らせ

- 相続税e-Taxに関するFAQや、利用者識別番号の確認方法など、参考となる情報を掲載しています。

Check!

閲覧は
こちらから

相続税e-Tax
特設サイト



相続税e-Taxを利用する場合の7つのポイント

申告書作成前の相続人への説明時

① 相続人の「利用者識別番号」を確認

- 利用者識別番号が不明な場合は「**変更等届出書**」をe-Tax送信
- 利用者識別番号の有無等を税務署又は業務センターから税理士に**電話**で連絡
※ パスワードの解除は不要です。



「変更等届出書」の入力方法

② 相続人に「委任関係の登録」について説明

- e-Tax上で「**委任関係の登録**」を実施
※ 「委任関係の登録」により相続人のe-Taxマイページ参照権限が税理士に付与されます。



委任登録の方法

◆ 納付が見込まれる場合には、ダイレクト納付利用届出書の準備いただくことをおすすめします。

相続税申告に必要となる資料の収集時

③ マイページから「贈与税申告情報」を確認

- 委任関係の登録を行った**相続人のマイページ**を参照
- 「贈与税関係」メニューから**贈与税申告情報**を確認
※ 確認できる情報はe-Taxで送信された申告に限ります。



マイページの贈与税申告情報

④ 収集した書類はPDFで保管

- 収集した書類は**PDFで保管**
※ 相続人から預かった書類をスキャンしてPDF化。

相続税申告のe-Tax送信時

⑤ 添付書類はイメージデータ（PDF）で送信

- イメージデータ（PDF）は**グレースケール（白黒など）**でも可能
- 1回の送信で**14MB**まで送信が可能（合計11回：最大154MBの送信が可能）



イメージデータで送信可能な添付書類

⑥ 申告書の提出状況はe-Taxの受信通知で確認

- e-Tax受信通知画面から**申告書の提出状況**を確認
- 申告書の提出日時はいつでも確認が可能



納付手続

相続税の納付時

⑦ 相続税の納付もキャッシュレス

- キャッシュレス納付なら税務署や金融機関等への窓口に行く必要なし
- 税理士が納税者に代わって**ダイレクト納付**の手続を行うことが可能
※ ダイレクト納付を利用する場合は、事前に「ダイレクト納付利用届出書」の提出が必要となります。

e-Taxの事前準備・送信方法・エラー解消などの使い方に関するお問い合わせ

● WEBで解決

e-Taxのご利用に当たって、皆さまから寄せられた質問を、e-Taxホームページへ掲載しています。
e-Tax全般に関する質問につきまして、まずは「よくある質問（Q&A）」をご覧ください。



e-Taxに関するお問い合わせ先

● 電話によるお問い合わせ

e-Tax・作成コーナーヘルプデスク 0570-01-5901
受付時間：月～金曜日 9:00～17:00（休祝日及び12月29日～1月3日を除く）

令和7年5月



国税庁 法人番号7000012050002

令和7年分 年末調整についてのお知らせ

本年の年末調整においては、**基礎控除の見直し等**にご注意ください！

次のような見直し等が行われています。

- ☞ 「基礎控除」や「給与所得控除」の見直し
- ☞ 「扶養親族等の所得要件」の改正
- ☞ 「特定親族特別控除」の創設

また、**通勤手当に係る非課税限度額の改正**が行われる場合には、年末調整での対応が必要となることがあります。

最新情報は「年末調整がよくわかるページ」へ！

年末調整がよくわかる



年末調整がよくわかる ページ（令和7年分）

年末調整の手順等を解説した動画やパンフレット、年末調整時に必要な各種様式など、国税庁が提供している年末調整に関する情報はこのページから入手・閲覧できます。

【お知らせ】

本年の年末調整においては、基礎控除の見直し等が行われます。源泉徴収簿等を用いた年末調整の計算は、「年末調整計算シート」（Excel）をご利用いただくと効率的に行なうことができます。

源泉徴収義務者
(給与の支払者)の方へ

給与所得者
(従業員)の方へ

年末調整手続の電子化

源泉徴収義務者の方へ

年末調整の手順を案内するとともに、年末調整に関する「動画」や「パンフレット」など年末調整に役立つ情報を提供しています。

給与所得者の方へ

年末調整の概要、各種申告書の「記載例」や「記載に当たってのポイント」など、給与所得者の方に役立つ情報を提供しています。

年末調整手続の電子化

年末調整手続の電子化に関する情報を提供しています。

チャットボットに相談する



年末調整について、よくある質問にお答えしています。
※ 公開期間は令和7年10月頃から令和8年1月下旬までの予定です。

詳しい説明(パンフレット)

「年末調整のしかた」や「法定調書の作成と提出の手引」のパンフレットを提供しています。

各種様式・記載例

年末調整関係様式や記載例、法定調書関係様式を提供しています。

年末調整計算シート(Excel)

従業員の方の給与の総額や控除対象扶養親族の人数などを入力することで、その従業員の方の年末調整の税額計算を効率的に行なうことができます。

※ ご利用には、Microsoft office Excelがインストールされたパソコンが必要です。

※ 令和7年分の各種情報については**令和7年10月頃**に掲載します。

◎ 年末調整に係る源泉所得税及び復興特別所得税の納期限

→ **令和8年1月13日(火)**

◎ 年末調整に係る源泉所得税及び復興特別所得税の納期限（納期の特例の適用がある場合）

→ **令和8年1月20日(火)**

◎ 給与所得の源泉徴収票などの法定調書の提出期限

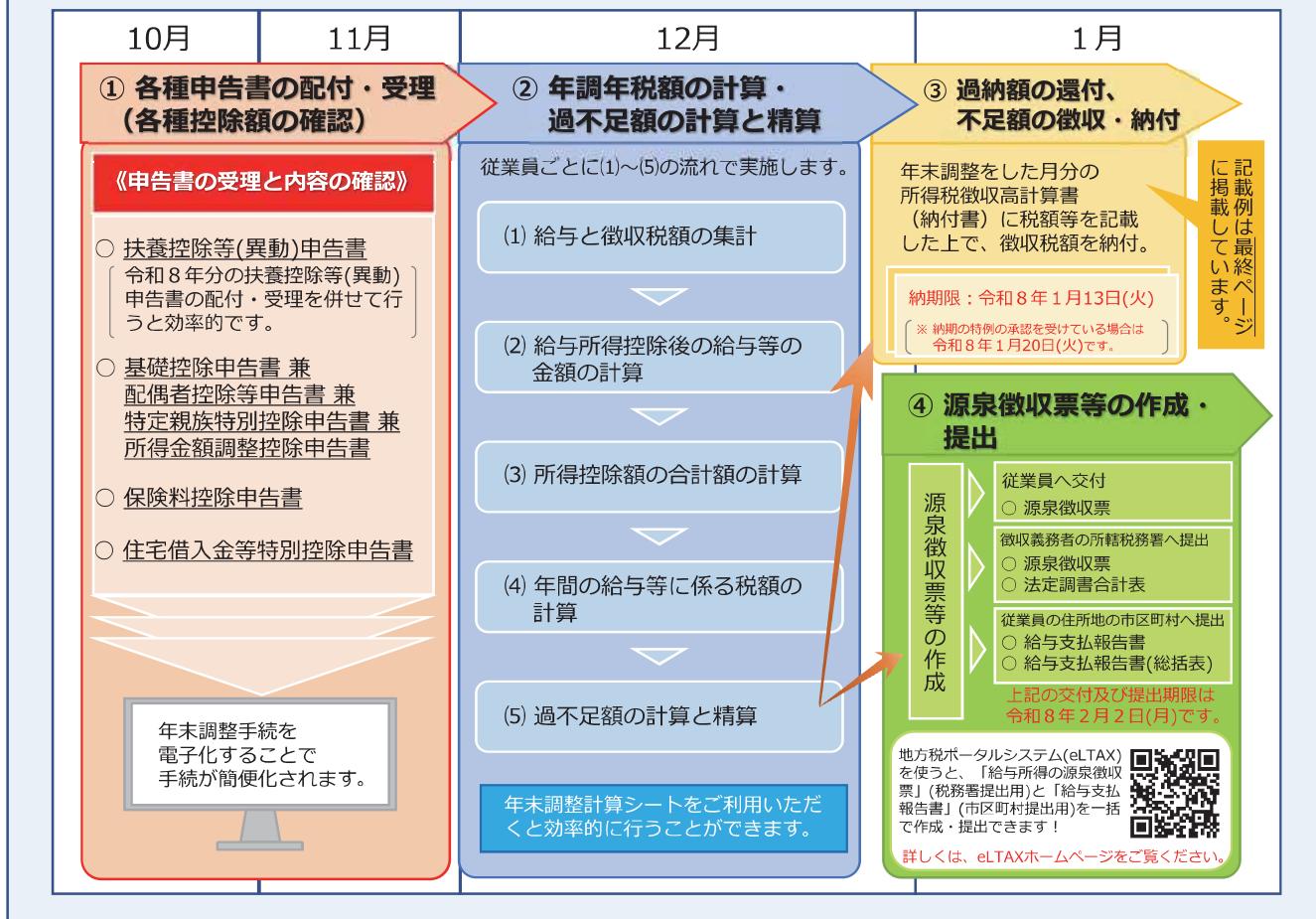
→ **令和8年2月 2日(月)**

年末調整のスケジュールや手順については、次ページをご確認ください。

※ このリーフレットは、令和7年12月1日以後に行なう令和7年分の年末調整について、令和7年7月1日現在の法令に基づいて作成しています。

◎ 年末調整のスケジュール

年末調整は、おおむね次のようなスケジュールで行います。



◎ 年末調整手続における参考情報



給与所得控除後の給与等の金額、各種控除額及び税額等の計算を効率的に行うことができます。



年末調整手続の詳細については、こちらをご覧ください。
なお、こちらのページには以下の情報についても掲載しています。

源泉徴収義務者の方用情報

※ 給与所得控除後の給与等の金額を
求めるために必要な「年末調整等の
ための給与所得控除後の給与等の金
額の表」が改正されていますので、
ご注意ください。

こちらの年末調整計算シートの
②(1)～(5)は、上記「② 年調年税
額の計算・過不足額の計算と精
算」の手順を三つ並べています。

◎令和7年分の年末調整における主な改正事項

本年12月に行う年末調整においては、**基礎控除の見直し等**の改正が行われていますので、ご注意ください！
詳細や最新情報は、国税庁ホームページの「年末調整がよくわかるページ」をご確認ください。



1 基礎控除の見直し等

・ 基礎控除の見直し

次のとおり、合計所得金額に応じて、**基礎控除額が改正**されました。

合計所得金額	132万円以下	132万円超 336万円以下	336万円超 489万円以下	489万円超 655万円以下	655万円超 2,350万円以下
控除額	95万円	88万円	68万円	63万円	58万円

(注) 1 合計所得金額655万円以下の控除額は、所得税法第86条の規定による基礎控除額58万円に、租税特別措置法第41条の16の2の規定による加算額を加算した額となります。

2 合計所得金額2,350万円超の場合の基礎控除額に改正はありません。

・ 給与所得控除の見直し

給与所得控除の最低保障額が55万円から**65万円に引き上げ**されました。

(注) 家内労働者等の事業所得等の所得計算の特例についても、必要経費に算入する金額の最低保障額が55万円から65万円に引き上げされました。

・ 扶養親族等の所得要件の改正

扶養控除等の対象となる扶養親族の所得要件が48万円以下から**58万円以下**に引き上げられるなど、**所得要件が改正**されました。

扶養親族等の区分	所得要件 (※)
扶養親族	58万円以下
同一生計配偶者 ひとり親の生計を一にする子	
勤労学生	85万円以下

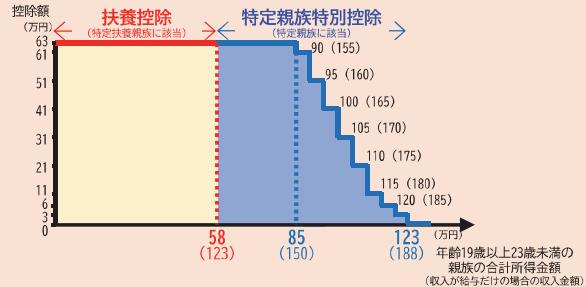
(※) 合計所得金額（ひとり親の生計を一にする子については税所得金額等の合計額）の要件をいいます。

・ 特定親族特別控除の創設

所得者が生計を一にする**年齢19歳以上23歳未満**の親族（注）を有する場合に受けられる控除として、**特定親族特別控除が創設**されました。

(注) 里子を含み、配偶者、青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者を除きます。

控除額は、その親族の合計所得金額に応じ、右図のとおりとなります。



《年末調整における留意事項》

- 従業員の方に、改正により**新たに扶養控除等の対象となった親族等がいないか**確認してください（改正により新たに扶養控除等の対象となった親族等がいる場合には、「扶養控除等（異動）申告書」の提出を受けてください。）。
- 特定親族特別控除の適用を受けようとする従業員の方**から、「給与所得者の特定親族特別控除申告書」の提出を受けてください。
- 改正後の**基礎控除額や給与所得控除額等**に基づいて、年末調整の計算をしてください。

2 調書方式による住宅借入金等特別控除の適用

令和7年分の年末調整からは、**調書方式**による住宅借入金等特別控除の適用を受ける従業員の方がいます。

(注) 調書方式とは、金融機関等から提供された情報に基づいて、国税当局から所得者本人（従業員の方）に住宅借入金等の「年末残高情報」を提供する方式をいいます。



調書方式による住宅借入金等特別控除の適用を受ける従業員の方は、調書方式に対応した金融機関等に対して「住宅ローン控除の適用申請書」を提出した従業員の方となります。

調書方式の概要や調書方式に対応した金融機関等については、国税庁ホームページをご確認ください。

《調書方式の場合の留意事項》

- 従業員の方が給与の支払者に提出する「給与所得者の住宅借入金等特別控除申告書 兼 年末調整のための住宅借入金等特別控除証明書」（控除証明書等）に、「**住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書**」の添付が不要となります。
- 控除証明書等は、原則、「住宅借入金等の年末残高」や「住宅借入金等特別控除額（見込額）」を記録し、又は記載した上で、税務署から従業員の方に交付されます（控除証明書等の**交付時期**は、電子交付の場合は毎年**11月中旬頃**、書面交付の場合は**入居2年目の11月下旬頃**となります。）。

3 通勤手当に係る非課税限度額の改正

通勤手当に係る**非課税限度額の改正**が行われる場合には、年末調整での対応が必要となることがあります。年末調整の前には、国税庁ホームページで最新情報を必ず確認してください。



◎ 所得税徴収高計算書（納付書）の記載例と税額の納付

○ 本年最後に支払う給与（賞与）について税額計算を省略した場合の記載例

○ 過納額（172,174円）が12月中の源泉徴収税額（134,282円）を超えるため、納付する税額がなくなった場合の記載例

《税額の納付について》

年末調整の計算が終わり、過納額や不足額の精算をした場合には、年末調整をした月分の所得税徴収高計算書（納付書）にその内容を記載した上で、徴収税額を納付します。

《キャッシュレス納付について》

キャッシュレス納付を利用することで、税務署や金融機関へ出向くことなく、お手持ちのスマートフォンやタブレット端末などからe-Taxを利用して納付することができます。

※ 源泉所得税についてキャッシュレス納付を利用するためには、事前にe-Taxで所得税徴収高計算書データを作成・送信する必要があります。

所得税徴収高計算書データの作成・送信からキャッシュレス納付手続までの流れを体験することができる「源泉所得税のキャッシュレス納付体験コーナー」をこちらからご利用いただけます。



12月に還付しきれなかった37,892円（172,174円 - 134,282円）は、翌年1月に繰り越して精算します。

納付する税額がない場合でも、所得税徴収高計算書は、所轄税務署にe-Taxにより送信・郵便又は信書便により送付・提出してください。

次のことを掲載しているページはこちらです。



◎ 法定調書に関するお知らせ

Ⓐ 【令和7年分 紙と電子の法定調書の作成と提出の手引】

源泉徴収票を含めた6種類の法定調書の作成や提出方法についてまとめた手引を掲載しています。

Ⓑ 【e-Tax等による法定調書提出の義務基準の引下げ】

令和9年1月以後に提出する法定調書から、基準年の提出枚数が100枚以上から30枚以上に変更されます。

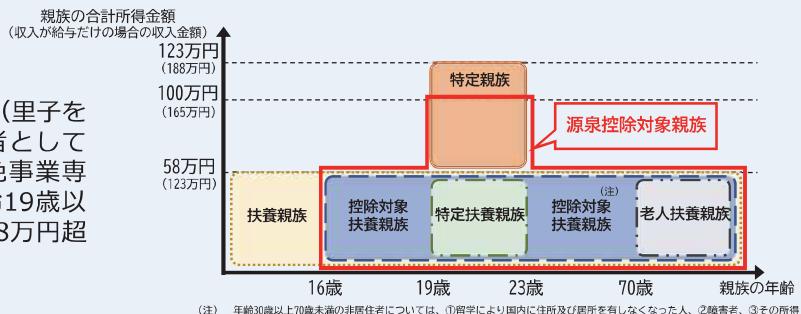
令和7年中に提出する法定調書の枚数が30枚以上となった方は、令和9年は、法定調書をe-Tax等により提出する必要があります。詳しくは、法定調書のe-Tax等による提出義務化の概要についてをご確認ください。

◎ 令和8年1月からの源泉徴収事務について

○ 令和7年分までの扶養控除等申告書には、「控除対象扶養親族」を記載することになっていましたが、令和8年分以後の扶養控除等申告書には、「源泉控除対象親族」（次の①又は②のいずれかに該当する人）を記載することとされ、これに伴い扶養控除等申告書の様式が変わっていますので、ご注意ください。

【源泉控除対象親族】

- ① 控除対象扶養親族
- ② 所得者と生計を一にする親族（里子を含み、配偶者、青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者を除きます。）のうち年齢19歳以上23歳未満で合計所得金額が58万円超100万円以下の人



（注） 年齢30歳以上70歳未満の非居住者については、①留学により国内に住所及び居所を有しなくなった人、②配偶者、③その所得者からその年ににおいて生活費又は教育費に充てるための支払を30万円以上受けている人のいずれかに該当する場合に限ります。

○ 令和8年分の「源泉徴収税額表」は改正されており、扶養親族等の数の算定方法や税額が令和7年分とは異なりますので、ご注意ください。



いいね!!e年調

年末調整手続の電子化で業務の効率化

年末調整手続の電子化とは…

- 従業員が控除証明書等をデータで取得し、これを利用して年末調整に関する申告書をデータで作成
- 勤務先が従業員から年末調整に関する申告書及び控除証明書等のデータ提供を受け、このデータを利用して年税額を計算

「年末調整手続の電子化」に必要な準備に関するパンフレットやQ&Aは、こちらをご覧ください。



国税庁では、「年末調整控除申告書作成用ソフトウェア」(年調ソフト)を無償で提供しています。



年末調整手続の電子化のメリット

勤務先（給与の支払者）	従業員（給与所得者）
① 関係書類の配付や回収が不要！ ② 控除額や添付書類のチェックが簡単！ ③ 会社のシステムへの手入力作業が不要！ ④ 書類の保管場所も不要！	① 手書きでの書類作成が不要！ ② 控除額はソフトが自動計算！ ③ テレワーク中の従業員も提出可能！ ④ マイナポータル連携を利用すれば、 保険料等の控除証明書等をまとめて取得可能！

従業員による3ステップ



※ 控除証明書等は、その控除証明書等の発行主体(保険会社等)から取得してください。
なお、マイナポータル連携を利用することで、控除証明書等のデータを一括取得できます。

マイナポータル連携を行うための事前準備については、こちらをご確認ください。



※ マイナポータル連携を利用するためには、マイナンバーカードが必要です。
マイナンバーカード及び電子証明書の有効期限にご注意ください。

マイナンバーカードの有効期限や更新手続等の詳細は、こちらをご確認ください。



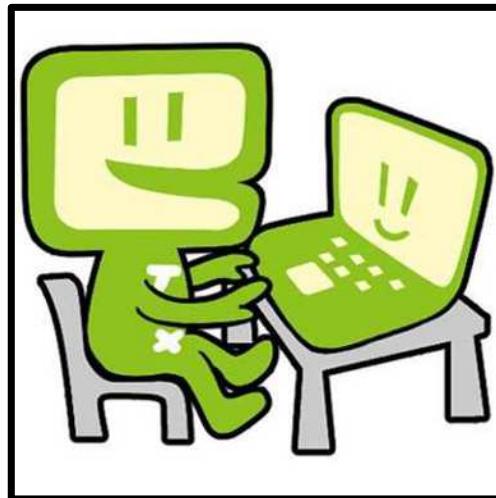


源泉所得税のキャッシュレス納付体験コーナーを開設しました

源泉所得税のキャッシュレス納付体験コーナーとは、e-Taxソフト(WEB版)と同様の画面操作を用いて、徴収高計算書の作成・送信・納付手続を体験できるデモ操作ツールです。

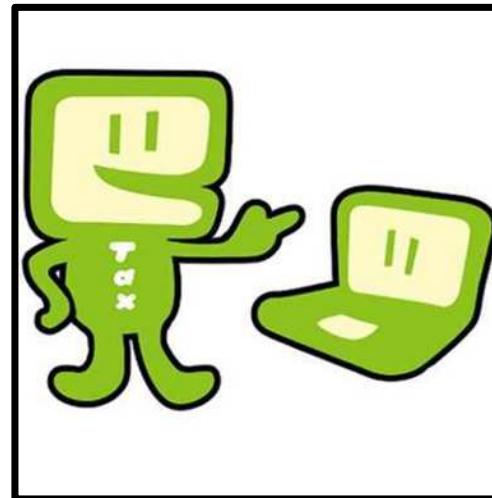
※体験できる機能は一部のみ

e-Taxによるキャッシュレス納付の利便性をぜひご体験ください



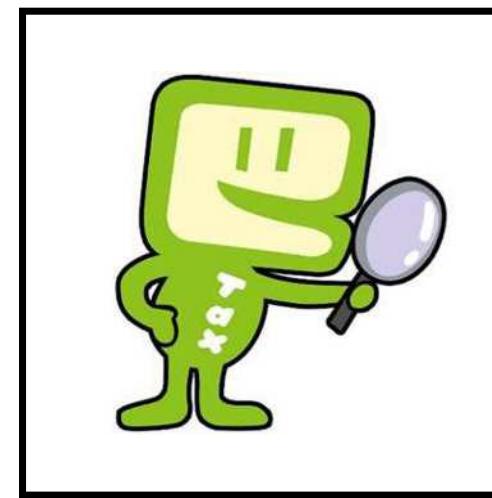
事前準備不要

パソコンやスマートフォンがあれば今すぐお試しいただけます。
e-Taxの操作性を気軽に体験することができます。



何度でも操作可能

デモ操作ですので、ミスを気にすることなく、利用できます。
パソコンの操作が苦手な方でも、安心して利用できます。



操作確認用に

デモ操作の画面を確認しながら、実際のe-Taxの操作を行う使い方もできます。

国税庁 NATIONAL TAX AGENCY

▶ 本文へ ▶ English ▶ 読み上げ・文字拡大 使用方法 ▶ 利用者別に調べる ▶ サイトマップ
▶ 音声読み上げツール起動

	ホーム	税の情報・手続・用紙▼	刊行物等▼	法令等▼	お知らせ▼	国税庁等について▼	
--	-----	-------------	-------	------	-------	-----------	--

[ホーム](#) / [税の情報・手続・用紙](#) / [納税・納税証明書手続](#) / 納税に関する総合案内

納 税 に 関 す る 総 合 案 内

● 「納税に関する総合案内」においては、主に以下の1～7に該当する方を対象として、国税庁ホームページ上にある納税に関する情報にスムーズにアクセスしていただけるよう、ご案内しています。

■ 納付手続に関する情報（各種納付方法・納期限・振替日など）を知りたい方

1. 納付手続に関する情報を
知りたい方 ▶

源泉所得税のキャッシュレス
納付体験コーナーはこれら
(e-Taxホームページ)

■ 計画的な納税（資金の積立て）の方法や納税が困難な場合の相談窓口などを知りたい方

税の情報・手続・用紙

▶ 税について調べる

▶ 申告手続・用紙

▶ 納税・納税証明書手続

• **納税に関する総合案内**

• 納税証明書

• 延納・物納申請等

• 延滞税

▶ 税理士に関する情報

▶ お酒に関する情報

こちらから

e-Tax申告法人の 4社に3社がALL e-Taxです！！

国税庁では、納税者や税理士の皆様の利便性向上と税務行政の効率化のため、添付書類（財務諸表や勘定科目内訳明細書等）を含めたe-Tax（ALL e-Tax）を推進しています。



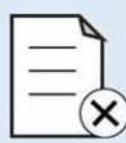
ALL e-Tax のメリット

業務の効率化



発送の手間や税務署へ行く手間を解消

ペーパーレス化



書類の保管場所が不要
遠隔地でも書類が確認可能

コスト削減



郵送料、印刷代、交通費の削減



法人税の電子申告のQ&A

01

添付書類を含めたe-Tax（ALL e-Tax）の利用はどのくらい進んでいますか？

e-Taxで申告した法人の4社に3社が、ALL e-Taxです。

02

e-Taxで送信できる添付書類のデータ形式は決まっていますか？

法令により、提出する書類ごとにデータ形式が定められています。

◆財務諸表 **XBRL形式・CSV形式**

◆勘定科目内訳明細書

XML形式・CSV形式

※ 上記の添付書類はPDF形式による提出が認められていません。

03

CSV形式で財務諸表を作成し、e-Taxで送信する方法を教えてください。

[「国税庁動画チャンネル」](#) [「国税庁動画チャンネル」](#)
に動画を掲載しています。

※ 財務諸表データの提出方法について
は裏面をご覧ください。

YouTube

国税庁動画チャンネル



国税庁 法人番号7000012050002

令和6年10月

Check



財務諸表データの作成方法

〔「会計ソフト」と「税務（申告）ソフト」の互換性に応じた対応〕

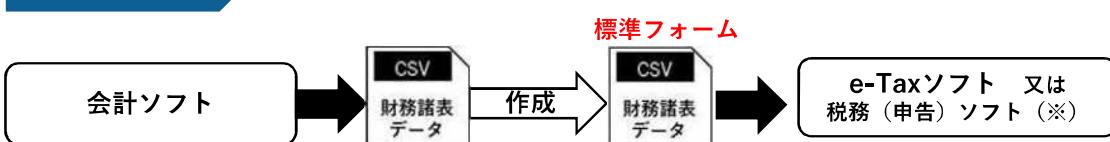
パターン① ソフト間に互換性がある



税務（申告）ソフトからe-Taxに送信することができます！！

※ 会計ソフトからのデータの出力方法や税務（申告）ソフトへの取り込み方法は、ご利用のソフト会社にお問い合わせください。

パターン② ソフト間に互換性がない



標準フォームを活用し、CSV形式のデータを作成します。

作成後、e-Taxソフトからe-Taxに送信することができます！！

※ ご利用の税務（申告）ソフトによっては、国税庁標準フォームに加工した財務諸表データ（CSV形式）を取り込んで送信することも可能です。

Check

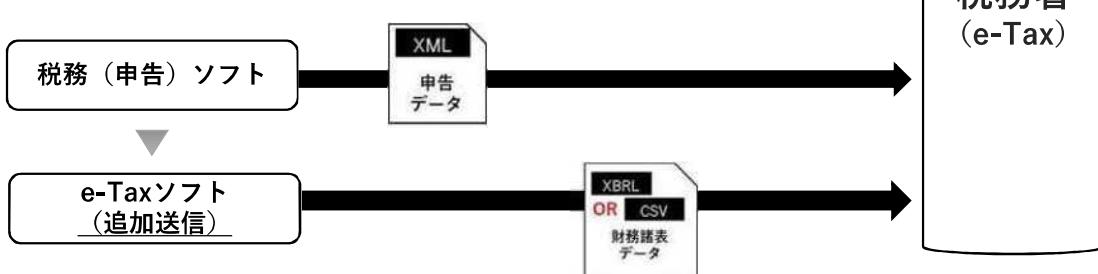


財務諸表データのe-Tax送信方法

パターン① 申告データと同時送信



パターン② 申告データ送信後にe-Taxソフトで追加送信



※標準フォームの場合はCSV形式

詳しくは、e-Taxホームページをご覧ください。

財務諸表データの送信



課 軽 1 - 115
令和7年10月8日

日本税理士会連合会
会長 太田 直樹 様

国税庁 軽減税率・インボイス制度対応室
室長 鎌田 純子

インボイス制度に関する周知について（周知依頼）

平素から、税務行政に御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

インボイス制度について、改めて周知いただきたい事項をまとめましたので、各税理士会及び各支部並びに税理士の皆様へ周知いただくとともに、税理士の皆様から顧問先の方々への周知にもご協力を賜りますようお願いいたします。

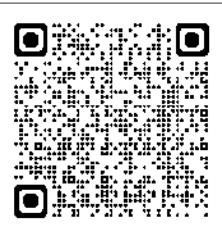
1. 2割特例を適用できない課税期間及び簡易課税制度選択届出書の提出時期の特例

インボイス制度における小規模事業者に係る税額控除に関する経過措置（いわゆる「2割特例」）につきましては、例えば、基準期間における課税売上高が1千万円を超える課税期間などは適用を受けることができません。

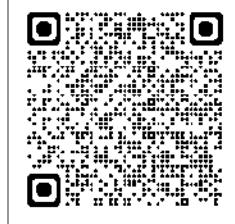
なお、2割特例の適用を受けた方が、その適用を受けた課税期間の翌課税期間の申告において簡易課税制度の適用を受けようとする場合には、その旨を記載した「消費税簡易課税制度選択届出書」を当該翌課税期間の末日までに提出することで、当該翌課税期間の申告において簡易課税制度の適用を受けることが可能です。例えば、令和6年分の申告において2割特例の適用を受けた個人事業者の方が、令和7年分の申告において簡易課税制度の適用を受けようとする場合には、令和7年12月末日までに「消費税簡易課税制度選択届出書」を提出することが必要となります。

参考

- 消費税の仕入税額控除制度における適格請求書等保存方式に関する
Q&A（令和7年6月改訂）
 - ・ 問115（2割特例の適用ができない課税期間①）～問117（2割特例を適用した課税期間後の簡易課税制度の選択）
<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/pdf/qa/01-15.pdf>



- 国税庁ホームページ インボイス制度特設サイト
2割特例特設ページ
https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/invoice_2tokurei.htm



2. 適格請求書発行事業者の登録が失効した方の消費税の申告義務及び簡易課税制度選択届出書の提出時期の特例

免税事業者の方が登録に関する経過措置の適用により適格請求書発行事業者の登録を受けた場合、原則として、登録開始日以後2年を経過する日の属する課税期間までの各課税期間については、「適格請求書発行事業者の登録の取消しを求める旨の届出書」を提出し、適格請求書発行事業者の登録が失効したとしても、課税事業者として消費税の申告が必要となります。

また、適格請求書発行事業者の登録が失効した後の課税期間における消費税の申告においては、2割特例の適用を受けることはできません。

なお、2割特例の適用を受けた方が、その適用を受けた課税期間の翌課税期間中に簡易課税制度の適用を受けようとする場合の取扱いは、上記1と同様です。

3. 任意組合等の組合員の全てが適格請求書発行事業者である旨の届出書について

インボイス制度においては、任意組合等の組合員である適格請求書発行事業者は、当該任意組合等の事業として国内において行った課税資産の譲渡等につき適格請求書若しくは適格簡易請求書を交付し、又はこれらの書類に記載すべき事項に係る電磁的記録を提供するためには、当該任意組合等の業務を執行する業務執行組合員が、課税資産の譲渡等を行う前に当該業務執行組合員の納税地を所轄する税務署長に「任意組合等の組合員の全てが適格請求書発行事業者である旨の届出書」（以下「任意組合等の届出書」といいます。）を提出する必要があります。そのため、当該任意組合等の届出書の提出がない場合、任意組合等から課税仕入れを行った取引の相手方は、仕入税額控除の適用を受けることができません。

また、当該任意組合等の届出書に記載した事項に変更があった場合は、「任意組合等の組合員の全てが適格請求書発行事業者である旨の届出事項の変更届出書」を速やかに提出する必要があります。

こうした届出書の提出方法や適格請求書等の交付に関しては、Q&Aにおいて種々の取扱いを示しているところ、今般、任意組合等の届出書に関するリーフレットや動画を作成し、国税庁HP（インボイス制度特設サイト）において公表いたしましたので、ご確認ください。

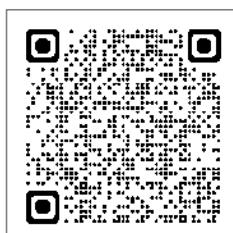
（任意組合等の例）

ジョイントベンチャー（JV）、各種土業事務所、●●製作委員会、▲▲実行委員会など

参考

【リーフレット】

- 消費税インボイス制度 任意組合等の届出書についてのお知らせ
<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/pdf/0025009-077.pdf>



【動画】

- 5分でわかる インボイス 任意組合等の対応
<https://www.youtube.com/watch?v=e8gA4g4D4jw>

